事　務　連　絡
平成24年5月15日

公益社団法人　日本認知症グループホーム協会　御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
振　興　課
老人保健課

歯科診療時等において使用される手指用保護具（口腔用）の事故等に係る
医療機関並びに介護保険施設等及び障害者支援施設等の施設管理者に対する
注意喚起について

標記について、消費者庁消費者安全課より同種事故の発生防止を図る観点から、平成24年4月24日に、事業者名、製品名等を公表し、消費者への周知及び注意喚起がなされたところです。

標記に関しては、医療機関、障害者支援施設、介護保険施設等でも、消費者保護のために、手指用保護具（口腔用）に関連した事故の発生防止を図る観点から、また、消費者庁消費者安全課からも別添のとおり注意喚起があったことを踏まえ、当該施設等に対する注意喚起が必要となっています。

つきましては、本件につき、会員等への周知について特段の御配慮をいただけると幸いです。

なお、各都道府県衛生主管課（室）、障害保健福祉主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）にも周知していることを申し添えます。